

# 第1章 ビジョンの策定にあたって

## 1 ビジョン策定の背景

目黒区のこれまでの国際化推進施策は、目黒区基本計画に基づき定めた「目黒区におけるこれからの国際化推進の方向性について～『世界に開かれた豊かな人間性をはぐくむまち』を目指して～」(平成15年(2003年)7月31日区政運営会議)により、世界の多様な文化・人々との交流を通じて豊かな地域文化を育むとともに、国籍や文化の違いを越えてお互いを理解し、人として尊重し合う人間性豊かなまちづくりを目指してきました。平成29年(2017年)2月1日現在、目黒区には8,103人の外国人が暮らし、区全体の約3%を占めています。近年その数は急激に増加しており、3年後の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、さらに増加していくことが予想されています。また、平成28年(2016年)10月の日本政府観光局の推計によると、訪日外国人観光客数は初めて2,000万人を突破しましたが、政府は平成32年(2020年)に、訪日外国人観光客数4,000万人という目標を新たに掲げ、世界が訪れたい日本を目指すとしています。

今後、地域で共に暮らす外国人住民との交流を深めながら、相互理解に向けた情報共有や交流活動を図っていくことに加え、身近で出会う機会の増える外国人観光客への対応が、これまで以上に求められてきています。そこで、多文化共生※への取組や様々な交流を通して、魅力ある地域社会、さらなる『世界に開かれた豊かな人間性をはぐくむまち』の実現を目指すため、目黒区が多文化共生施策の推進に関するビジョンを策定するものです。

### ※ 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。(「総務省 多文化共生の推進に関する研究会報告書 平成18年(2006年)」による)



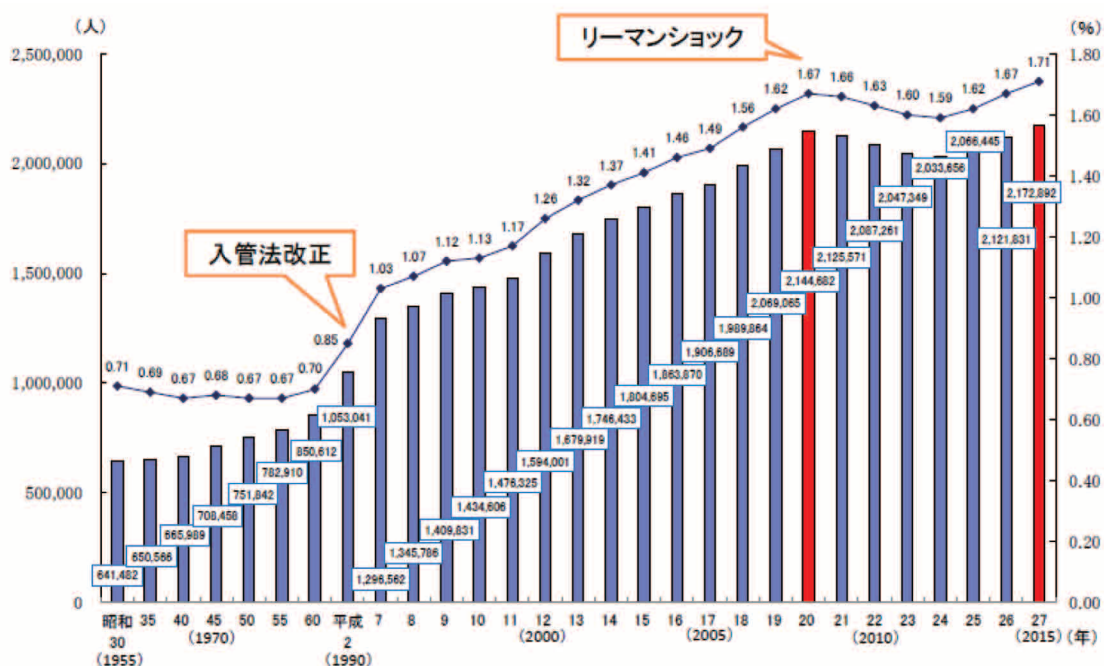
## 2 国・都の動向

日本に在留する外国人数は、平成20年（2008年）のリーマンショック直後の214万人をピークに徐々に下降したものの、平成23年（2011年）の東日本大震災直後から再び急激な伸びを示し、平成27年（2015年）末時点で217万人台まで回復し、その後も増加傾向が続いています。

情報・通信技術の発達や、経済・社会のグローバル化の一層の進展によって、国境を越えた人の移動はますます活発になり、訪日外国人観光客は年々増加し、外国人住民もまた、一層身近で共に暮らす存在となってきています。そのため、外国人と日本人が国籍や民族などの文化的差異を認め合い、共に地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の視点に立った施策の導入が必要になっています。

在留外国人数の推移（各年末現在）

※但し、平成27（2015）年のみ6月末現在



（「総務省 多文化共生推進プランから10年の状況（2015年10月）」による）

総務省は平成18年（2006年）に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各自治体における多文化共生の推進を促してきました。このプランでは、地域における多文化共生の意義として、「外国人住民の受入主体としての地域」、「外国人住民の人権保障」、「地域の活性化」、「住民の異文化理解力の向上」、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を挙げています。

また、平成24年（2012年）に法務省は在留管理制度を改定し、これまで3年までだった在留期間を最長5年までとし、氏名等の基本的身分事項や在留資格、在留

期間が記載され、顔写真が貼付された在留カードが交付されることになりました。新しい在留制度の下に、外国人登録制度は廃止され、新たに外国人住民にかかる住民基本台帳登録法がスタートし、さらに、高度人材の受入れを促進するため、「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度」を開始しました。

さらに、平成27年（2015年）には、第5次出入国管理基本計画が制定され、わが国の経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと、少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについて、幅広い観点から政府全体で検討していくこと、新たな技能実習制度を構築すること、受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していくこと、安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な入国審査と不法滞在者等への対応を強化していくこと等が示されています。

（「東京都多文化共生推進指針（2016年2月）」による）

東京都は広域自治体として、区市町村や国際交流協会・外国人支援団体等各団体間の情報共有やネットワーク構築のための取組を進めてきました。

平成13年度（2001年度）から、日本人と外国人の双方の委員で構成する「地域国際化推進検討委員会」を設置し、東京を外国人も住みやすく、活躍できるまちとするための課題を検討してきました。東京都は各部局において情報の多言語化、相談体制の整備、都立高校の外国人生徒募集枠の設定、外国語による労働相談、多言語による防災ブックの作成等、外国人を支援する事業を実施し、さらに平成28年（2016年）2月に「東京都多文化共生推進指針～世界をリードするグローバル都市へ～」を策定し、その基本目標として『多様性を都市づくりに活かし、すべての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現』を掲げています。

（「東京都多文化共生推進指針（2016年2月）」による）

### 3 位置付け

多文化共生の推進は、目黒区の長期計画である目黒区基本計画のうち、基本目標の一つである『ふれあいと活力のあるまち』の実現に向けた施策として掲げられています。このビジョンは、目黒区基本計画と整合性を図りつつ、行政の各分野における多文化共生の推進に関する姿勢を示すものとします。